

## 選択的夫婦別姓制度導入の民法改正を求める意見書

1996年2月に法制審議会は、婚姻制度などの見直しのため、民法の一部を改正する法律案要綱を答申し、選択的夫婦別姓制度などを提言してから四半世紀が経過した。この間、答申にあった婚外子相続の差別撤廃や再婚禁止期間の短縮、婚姻最低年齢の引上げなどの規定の改正が行われたが、選択的夫婦別姓制度導入については、改正の見通しが立っていない。

2015年12月に最高裁は、結婚に伴う改姓による不利益を認めながらも、民法750条の規定を合憲と判断し、法改正の議論を国会に委ねた。しかし、選択的夫婦別姓に関する民法改正については、最高裁判決から5年以上経過しているにもかかわらず、法改正に向けた議論はほとんど行われていない。

2017年に政府が行った「家族の法制に関する世論調査」では、選択的夫婦別姓制度に対する賛成が反対を大きく上回る結果となった。また、報道機関や研究機関が行ったアンケート調査においても、選択的夫婦別姓制度に対する賛成が圧倒的多数となっている。

これまで政府は、世論調査で賛否が拮抗しているとして、慎重な姿勢を示していた。世論の大多数が賛成となった今、検討の段階から制度導入に向け、取組を加速させるべきである。

国連の女子差別撤廃委員会からも繰り返し法改正をするよう勧告を受けており、また、多くの地方議会が、選択的夫婦別姓制度の導入やその議論の促進を求める請願を採択するなど、全国で法改正を求める声は高まっている。

よって、本市議会は、国に対し、下記事項について強く要望する。

### 記

選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月9日

喜多方市議会議長 渡部 勇 一

【意見書提出】

衆議院議長	細田	博之	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
内閣官房長官	松野	博一	殿
総務大臣	金子	恭之	殿
法務大臣	古川	禎久	殿
内閣府特命担当大臣(男女共同参画)	野田	聖子	殿